

埼玉労働局発表
令和4年11月29日(火)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 繁野 北斗
主任産業安全専門官 吉野 信夫
(電話番号) 048-600-6206

埼玉労働局労働基準部監督課
監督課長 樫村 竜太
主任労働基準監察監督官 生木谷忠司
(電話番号) 048-600-6204

報道関係者 各位

令和4年度埼玉年末年始無災害運動を実施 ～12月1日(木)に同運動の決起式を開催～

埼玉労働局(局長 久知良 俊二)は、令和4年12月1日(木)から令和5年1月15日(日)までの間、「令和4年度埼玉年末年始無災害運動」として、下記1の取組を展開します。

年末年始は、様々な要因(※)により、各職場の業務運営が通常と異なることとなり、労働災害防止に特別の配慮が必要となる時期となります。本運動は、年末年始の期間に、事業者に対し、より一層の注意喚起等を行い、各職場の安全衛生意識を高め、自主的な安全衛生活動を促すことで、労働災害を防止することを目的として実施するものです。

※ 事業場が一斉に操業を停止・開始することにより、大掃除や点検などの非定常作業が増加すること、建設工事量が増加し輻輳化すること、大量の輸送需要が発生し、交通機関等に旅客や貨物が集中すること、寒冷により路面が凍結することなどにより、通常の業務運営と異なる状況になることが想定されます。

本運動の開始にあたり、埼玉労働局と関係事業者団体は、12月1日(木)に、下記2のとおり、埼玉年末年始無災害運動の決起式を開催します。

埼玉労働局は、これらの取組を通じ、年末年始の労働災害防止対策の推進を図ってまいります。

- 1 埼玉労働局、管内の各労働基準監督署の主な実施事項
 - (1) 埼玉年末年始無災害運動決起式の開催
 - (2) 労働災害防止団体、事業者団体等(137団体)に対する協力要請
 - (3) 建設工事現場に対する集中的な一斉監督の実施(監督結果は後日公表予定)
- 2 令和4年度埼玉年末年始無災害運動決起式の概要
 - (1) 日時 令和4年12月1日(木) 11:00～(30分程度)
 - (2) 場所 埼玉労働局15階会議室
さいたま市中央区新都心11-2ランドアクシスタワー15階

(3) 出席者 一般社団法人埼玉労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会埼玉県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人埼玉県警備業協会
一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

- 別添 1 令和 4 年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領
別添 2 労働災害防止団体、事業者団体等（137 団体）に対する協力要請文
別添 3 令和 4 年度年末年始無災害運動
（中央労働災害防止協会作成リーフレット）
別添 4 「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

決起式への取材申込は、上記照会先の健康安全課の担当者まで御連絡ください。なお、御希望があれば、式の模様を取めた写真の提供をさせていただくことも可能です。



令和4年度埼玉年末年始無災害運動実施要領

『待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始』

埼玉県内の令和4年の労働災害発生状況（10月末速報）は、死亡者数20人（前年同期比3人(13.0%)の減少）、休業4日以上之死傷者数5,058人（前年同期比134人(2.7%)の増加）となっている。

「埼玉第13次労働災害防止計画」では、5年間で平成29年に比べ死亡者数を20%以上、休業4日以上之死傷者数を7%以上減少させることを目標としている。平成29年同期比では、死亡者数は7人（25.9%）減少、休業4日以上之死傷者数は946人（23.0%）増加となっており、今年最終年を迎えることとなるが、目標の達成には、大変厳しい状況にある。

このような状況の中、年末年始には、事業場が一斉に操業を停止・開始することにより、大掃除や点検などの非定常作業が増加すること、建設工事量が増加し輻輳化すること、大量の輸送需要が発生し、交通機関等に旅客や貨物が集中すること、寒冷により路面が凍結することなどにより、労働災害防止に特別の配慮が必要となる時期となる。

このため、各事業場における年末年始の安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末年始無災害運動」を実施する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管内の各労働基準監督署

4 実施者

事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体等との埼玉年末年始無災害運動決起式の開催
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請

- (3) 建設工事現場に対する集中的な一斉監督の実施（令和4年12月1日から同月16日までの期間に実施）
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) ホームページ掲載、記者発表等による広報
- (6) 「Safe Work SAITAMA」の普及・促進

6 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (7) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (8) 機械設備にかかる一斉検査及び作業前点検の実施
- (9) 火気の点検、確認等の火気管理の実施
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 荷台からの墜落防止の安全対策（荷主側の対策を含む）
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導等の実施
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (14) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (15) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (16) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- (19) 「Safe Work SAITAMA」のロゴマークの活用等による安全意識の高揚

埼労発基 1 1 2 8 第 2 号
令和 4 年 1 1 月 2 8 日

関係団体 各位

埼玉労働局長

令和 4 年度埼玉年末年始無災害運動の実施について（要請）

日頃より、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も標記埼玉年末・年始無災害運動について、別紙 1「令和 4 年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領」のとおり令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 15 日までの間、実施することといたしました。

つきましては、別紙 2 を活用し、同運動を周知していただくとともに、「Safe Work SAITAMA」のロゴマーク（下記ホームページからダウンロード可）の活用について、貴会及び貴会会員等が作成するポスター、名刺、ヘルメット等への同ロゴマークの貼付に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 別紙 1 令和 4 年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領
別紙 2 令和 4 年度年末年始無災害運動
（中央労働災害防止協会作成リーフレット）

上記資料は、こちらの埼玉労働局ホームページアドレスからダウンロードできます。

(https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/kaigi_gijiroku_kensetsu-041116-01_00001.html)



別記

(一社)埼玉労働基準協会連合会
(一社)浦和地区労働基準協会
(一社)川口地区労働基準協会
(一社)大宮地区労働基準協会
(一社)熊谷地区労働基準協会
(一社)川越地区労働基準協会
(一社)春日部労働基準協会
(一社)所沢地区労働基準協会
(一社)行田地区労働基準協会
(一社)秩父地区労働基準協会
建設業労働災害防止協会埼玉県支部
陸上貨物労働災害防止協会埼玉県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
(一社)日本ボイラ協会埼玉支部
(一社)日本ボイラ協会関東検査事務所
(一社)日本クレーン協会埼玉支部
(一社)日本クレーン協会埼玉検査事務所
(公社)ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所
(公社)建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部
(社)日本作業環境測定協会北関東支部埼玉分会
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会埼玉支部
埼玉県社会保険労務士会
(独)労働者健康福祉機構埼玉産業保健総合支援センター
(公財)埼玉県健康づくり事業団
(一財)江南クレーン教習所
埼玉ボイラ整備工業会
埼玉特定機械製造事業場連絡協議会
埼玉住宅工事安全協議会
(一社)埼玉県環境産業振興協会
埼玉県再生資源事業協同組合
埼玉県印刷工業組合
埼玉県グラビア協同組合
埼玉スクリーンデジタル印刷匠協同組合
日本労働組合総連合会埼玉県連合会
川口鋳物工業協同組合
川口機械工業協同組合
(一社)日本石材産業協会埼玉県支部
(一社)日本砕石協会埼玉県支部
埼玉県鉄構業協同組合
埼玉県鍍金工業組合

埼玉県金属加工健康保険組合
埼玉県家具工業組合
(一社)埼玉県ビルメンテナンス協会
埼玉県酒造組合
公益財団法人埼玉県危険物安全協会連合会
埼玉県高圧ガス溶材協会
埼玉県ゴルフ場事務連絡協議会
川口新郷工業団地協同組合
(一社)埼玉県経営者協会
(一社)埼玉県経営合理化協会
(一社)埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会
埼玉県中小企業団体中央会
埼玉中小企業家同友会
埼玉県経済同友会
(一社)埼玉県トラック協会
(一社)埼玉県バス協会
(一社)埼玉県乗用自動車協会
(一社)埼玉県鳶・土木工業会
埼玉県管工事業協同組合連合会
埼玉県解体業協会
建設埼玉
埼玉土建一般労働組合
(一社)埼玉県空調衛生設備協会
(一社)埼玉県警備業協会
(一社)埼玉県建設業協会
(一社)埼玉県建設産業団体連合会
(一社)埼玉県建築士事務所協会
(一社)埼玉県左官業協会
(一社)埼玉県電業協会
埼玉県電気工事工業組合
埼玉県板金工業組合
埼玉県住まいづくり協議会
埼玉県建設労働組合
(一社)埼玉県造園業協会
埼玉県商店街振興組合連合会
埼玉県農業協同組合中央会
(一社)埼玉県乳業協会
(一社)埼玉県LPGガス協会
埼玉県卸売酒販組合
埼玉県新聞販売組合
(一社)埼玉県自動車整備振興会

(一社)日本自動車販売協会連合会 埼玉県支部
埼玉オートバイ事業協同組合
埼玉県クリーニング生活衛生同業組合
埼玉県商工業振興協同組合
埼玉県生活協同組合連合会
埼玉県石油業協同組合
埼玉県電機商業組合
(一社)埼玉県調理師会
埼玉県中華料理生活衛生同業組合
埼玉県麺類業生活衛生同業組合
(一社)埼玉県食品衛生協会
(一社)さいたま市食品衛生協会
埼玉県鮨商生活衛生同業組合
埼玉県社交飲食業生活衛生同業組合
埼玉県料飲業生活衛生同業組合
埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合
埼玉県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
埼玉県食肉業生活衛生同業組合
埼玉県食肉事業協同組合連合会
蕨商工会議所
秩父商工会議所
川口商工会議所
川越商工会議所
深谷商工会議所
上尾商工会議所
所沢商工会議所
春日部商工会議所
行田商工会議所
狭山商工会議所
さいたま商工会議所
本庄商工会議所
飯能商工会議所
熊谷商工会議所
草加商工会議所
埼玉県タイヤ商工協同組合
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会
埼玉県救護施設連絡協議会
埼玉県乳児施設協議会
埼玉県児童福祉施設協議会
埼玉県母子生活支援施設協議会
埼玉県発達障害福祉協会

埼玉県老人福祉施設協議会
(一社)埼玉県セルフセンター協議会
埼玉県社会福祉施設経営者協議会
公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会
公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会
埼玉県学童保育連絡協議会
埼玉県社会福祉事業団
埼玉県保育協議会・保育士会
公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部
公益社団法人日本認知症グループホーム協会埼玉県支部
公益社団法人埼玉県社会福祉士会
一般社団法人埼玉県介護福祉士会
一般社団法人埼玉県私立保育園連盟

迎春

主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動

令和4年度
年末年始無災害運動標語

待ってます

元気なあなた

明るく迎える年末年始

2022

2023

12/1 ▶ 1/15

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

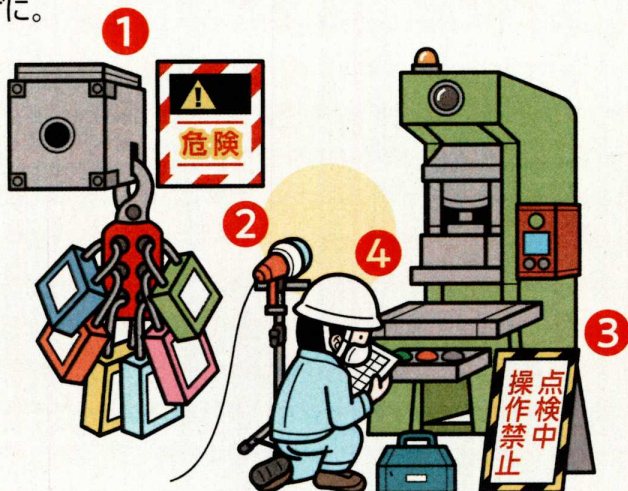
大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。新型コロナウイルス等への感染防止対策や必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら...

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
・保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

感染症予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックリストなどを活用し、3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



物の置き方・持ち方・運び方に注意!

年末年始の作業中は、動かす物も増えます。転倒、激突などの災害につながる不安全な行動をとっていないか、通路の安全が確保されているかなどを確認しましょう。



チェックしてみよう! 例えば...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

■凍結しやすい場所に注意

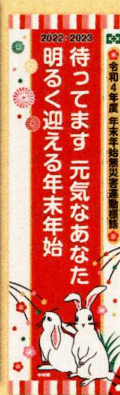
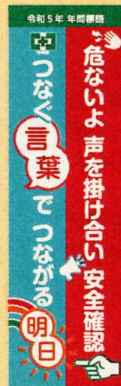
- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ポスター



用品



図書



ご購入はコチラ

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
 TEL 03-3452-6401
 FAX 03-3452-2480

令和4年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主催する運動で、本年度で52回目を迎える。

令和3年の労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加し、死傷者数は149,918人と平成10年以降で最多となった。死傷者数をみると、高齢労働者による労働災害が依然として増加傾向にあり、業種別では特に、社会福祉施設や製造業では前年より大幅な増加が見られた。事故の型別では、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」で大きく増加した。

また、本年上半期(1～6月)の労働災害の状況を見ても、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業で死傷者数が増加した。特に小売業、保健衛生業(社会福祉施設含む)、警備業等を含む第三次産業は昨年同時期より59.8%増となっている。事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他(主として感染症によるもの)」が目立つ。誰もが安心して安全に働ける職場環境づくりや、転倒・腰痛災害予防のために若年期から身体機能の維持向上のための取り組みが重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった、食料品製造業(うまみ調味料製造業および動植物油脂製造業は従来から対象)、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年4月より新たな職長となった者に対する教育が義務化されることとなった。職長は安全の要と言われる重要な立場にあることから、義務化を契機に安全衛生活動のより一層の活発化につなげたい。

労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化される。具体的には、代替物等の使用等によりリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(令和5年4月1日以降)、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任すること(令和6年4月1日)、衛生委員会の付議事項を追加すること(令和5年4月1日以降)等、改正を踏まえた対応が求められる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中で迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非正常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

3 運動標語

「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- 3 KY(危険予知)活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- 4 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 5 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 6 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- 7 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 8 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 9 交通労働災害防止対策の推進
- 10 安全衛生パトロールの実施
- 11 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 12 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 13 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 14 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 15 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 16 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- 17 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 18 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- 19 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 20 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

無料 最新の安全衛生情報を配信！ 中災防メルマガ会員募集中
詳しくは

賛助会員募集中！

研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

平成25年8月13日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 埼玉労働局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、埼玉労働局長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、埼玉労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年8月13日より施行する。

埼玉労働局長